

霧島・養豚場計画地仮登記

## 県に届けず行政指導

鹿児島農畜産研究公社（霧島市）が霧島市霧島永水に計画している大規模養豚場の建設予定地に関し、所有する同社の関連会社から南九州畜産興業（ナンチク、曾於市）に昨年12月に所有権移転請求権仮登記がなされた際、ナンチク側が国土利用計画法に基づく県への届け出をしていなかったことが29日分かった。県は7月下旬、ナンチクに対し文書で行政指導を行った。

同法では、一定条件下で土地売買などの契約の際、契約日を含め2週間以内に土地のある自治体を通じた県への届け出を定めている。違反すると6カ月以下の懲役または百万円以下の罰金。県地域政策課によると、売買予約の段階でも届けが必要という。

同土地は昨年12月28日、売買予約のために仮登記した。同課は今年6月に報道で情報を得て経緯などを調査。届け出がなかったため7月下旬に指導した。ナンチクは「現段階では売買予約で具体的取得の話はない。最終的に取得した際に届け出ればいいと認識していた」としている。鹿児島農畜産研究公社は「将来的な資本、技術的提携を視野に、信頼の担保としてナンチクと仮登記をしている」としている。

県地域政策課によると、調査段階で経緯や土地利用の目的などを調べており、あらためて届け出る必要はないという。悪質でないとして告発しない方針。